

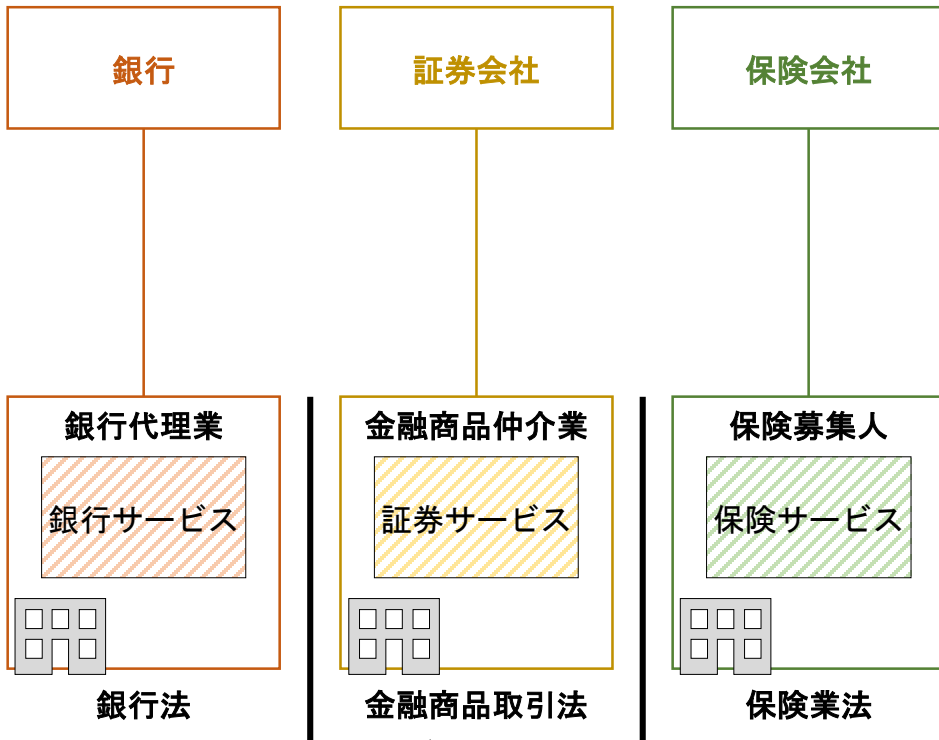
金融商品の販売等に関する法律の改正

概要

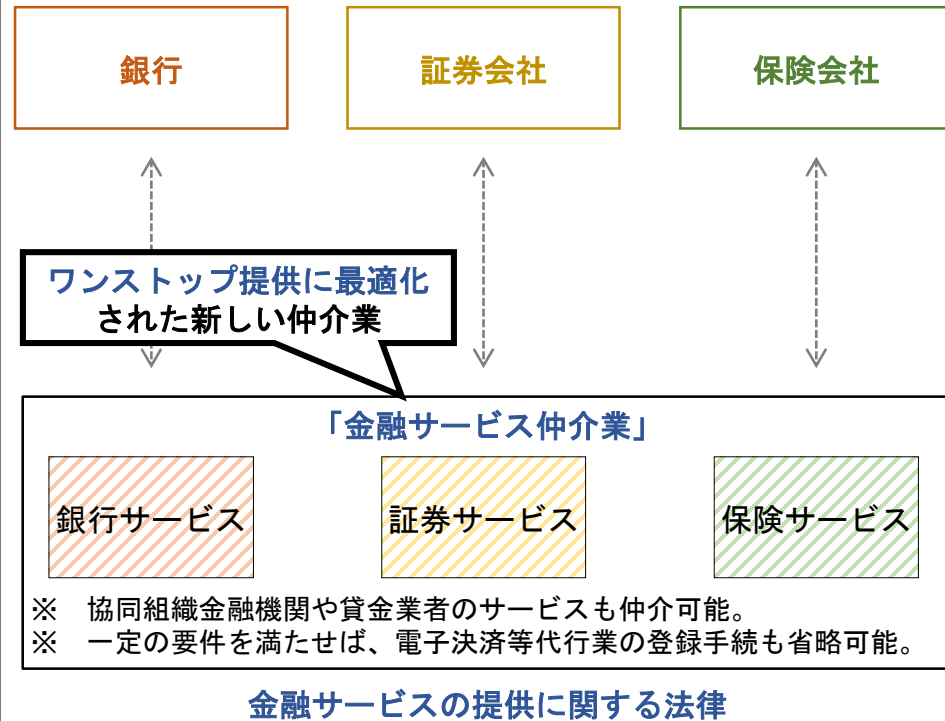
「金融サービス仲介業」の創設

- 金融商品販売法を金融サービスの提供に関する法律に改称し、「金融サービス仲介業」を創設。
- 業態ごとの縦割りだった既存の仲介業と異なり、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能とするなど、ワンストップ提供に最適化。

既存の仲介業



「金融サービス仲介業」



業態ごとの縦割り法制

利用者

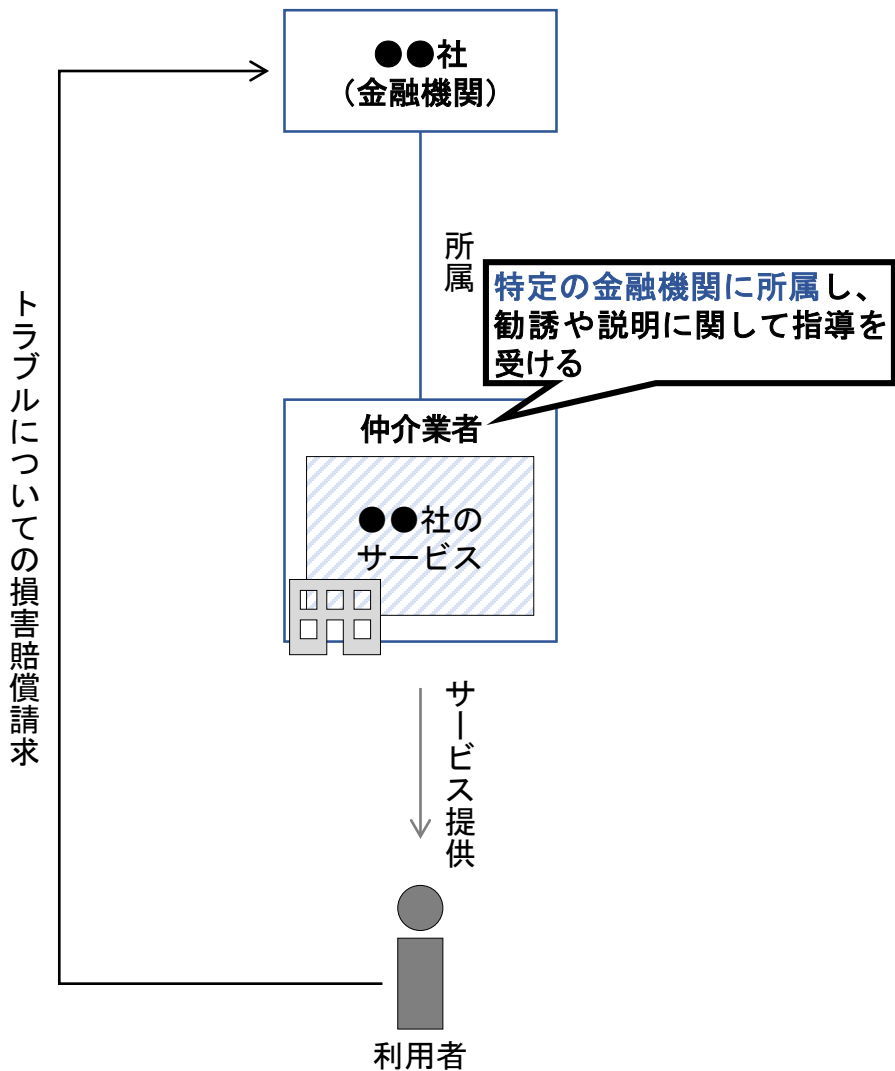
サービス提供に関する横断的な法制

利用者

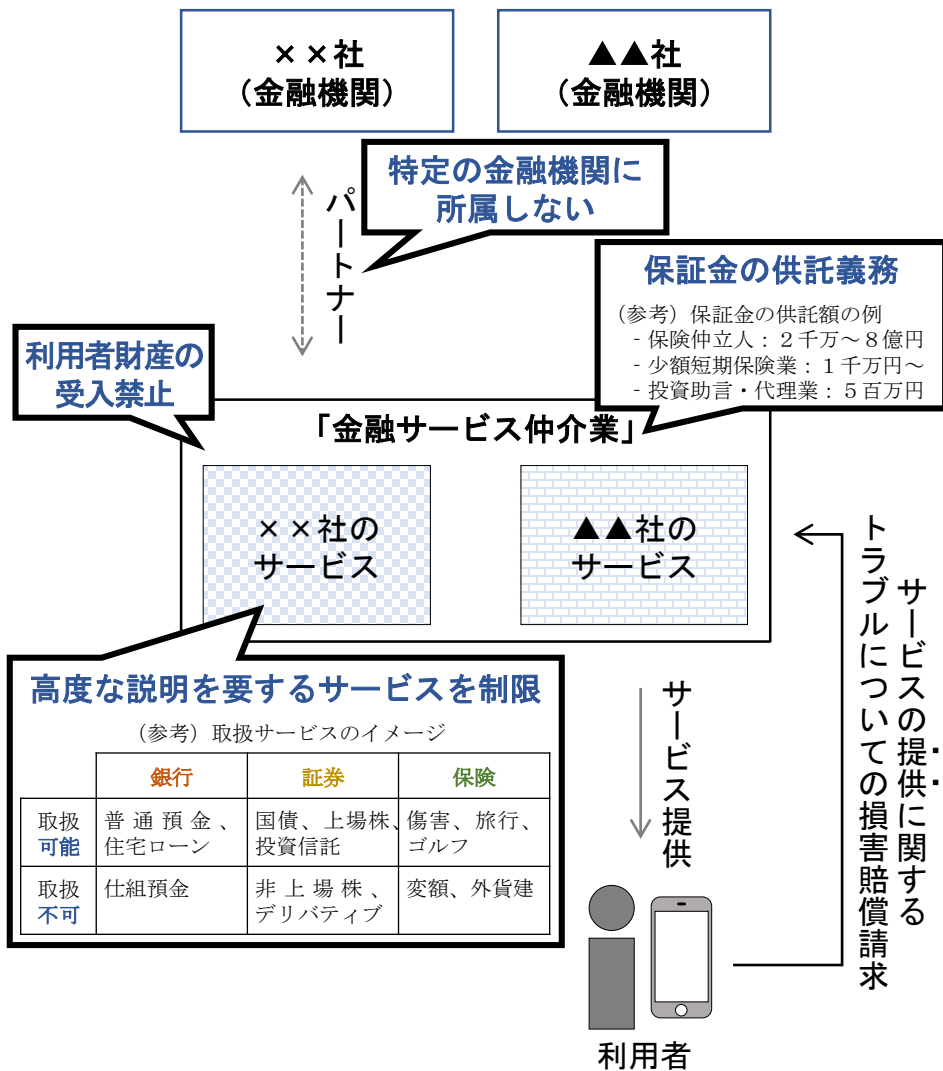
金融サービス仲介業：利用者保護のための主な規制

- 様々なサービスを取り扱えるよう、金融サービス仲介業には、特定の金融機関への所属を求めない。
- 代わりに、取扱可能なサービスの制限や利用者財産（サービス購入代金など）の受入禁止、保証金の供託義務により利用者保護を図る。

既存の仲介業



「金融サービス仲介業」



金融サービス仲介業：その他の規制

- 金融サービスの仲介を行う場合に利用者保護等のために必要となる規制は、銀行分野・証券分野・保険分野で異なることがある。
- 金融サービス仲介業については、取り扱うサービスの分野に応じ、必要な規制を過不足なく適用する。

金融サービス仲介業の規制

銀行分野

[預金受入・貸付・為替取引]

証券分野

[有価証券売買・投資信託直販]

保険分野

[保険引受]

共通の規制

- 健全かつ適切な運営を確保するための措置（顧客に対する情報提供、顧客情報の適正な取扱い等）
- 誠実義務
- 金融機関から受け取る手数料等の開示
- 名義貸しの禁止
- 標識の掲示

等

+

+

+

分野に応じた規制

- 情実融資の媒介の禁止

等

※ 金融サービス仲介業者が貸金業者の貸付を媒介する場合について、誇大広告禁止や取立て行為規制を措置。

- インサイダー情報を利用した勧誘の禁止

- 損失補填の禁止

- 顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止

等

- 自己契約の禁止

- 告知の妨害の禁止

- 不適切な乗換募集の禁止

等

※ 上記のほか、監督規定や、認定金融サービス仲介業協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備。